

現場代理人が兼務できる工事の範囲拡大について

鎌倉市が発注する工事における**予定価格（税込）2500万円（営繕工事は1000万円）未満の工事**について、発注者との連絡体制等が確保されると認められた場合は、現場代理人の常駐を要しないものとします。

（※ 営繕工事とは、建築工事、建築設備の電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等です。）

運用について

鎌倉市が発注する工事において、現場代理人の兼務が可能となる工事は、次の表のとおりです。（予定価格によって運用が異なるのでご注意ください。）

予定価格（税込）		500万円未満	500万円以上～2,500万円未満 （営繕工事は、500万円以上～1,000万円未満）
①	条件	本市入札公告（工事発注概要書）に「現場代理人の兼務可能」と記載して発注した工事	
②	兼務可能な工事の数	本市発注工事2件まで ただし、地下埋設物調査等の業務委託の管理技術者は、工事における現場代理人とその職務が同様であることから、兼務の工事数として扱います。	
③	連絡員	不要*	兼務する各々の工事に設置

※ 予定価格(税込)500万円未満の工事と、新たに拡大した範囲の工事を兼務する場合は連絡員の設置が必要となります。

実施時期

平成26年4月14日以降に公告する工事から施行します。

※ 現場代理人の兼務に関する詳細な内容・申請に必要な書類については、契約検査課ホームページにてご確認ください。

（URL：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiyaku/index.html>）

鎌倉市総務部契約検査課契約担当
TEL：0467（61）3982（ダイヤル）
FAX：0467（23）7901